

2022 佐渡ロングライド 210 式典運営等業務委託

仕様書

1. 件名

2022 佐渡ロングライド 210 式典運営等業務委託

2. 趣旨

2022 年 5 月 15 日に開催される「2022 佐渡ロングライド 210」において、開催趣旨や目的を広く参加者に周知し、大会を盛り上げるための効果的な式典運営を行うこととする。

3. 履行期間

契約締結の日から 2022 年 6 月 30 日(木)まで

4. 委託料上限額 700,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5. 2022 佐渡ロングライド 210 の概要

(1) 開催日時 2022 年 5 月 14 日（土）10:30～18:00

2022 年 5 月 15 日（日） 4:00～18:00

(2) 開催場所 スタート、フィニッシュ：佐和田海水浴場（佐和田フィニッシュ地点）

前日受付、EXPO 等：河原田小学校グラウンド及び佐和田海岸特設スペース

当日受付、参加者集合：佐渡市役所佐和田行政サービスセンター

C コースフィニッシュ：おんでこドーム（両津フィニッシュ地点）

エイドステーション：佐渡島内全域

(3) 式典内容 5 月 14 日（土）12:00～18:00 EXPO、抽選会

5 月 15 日（日）4:00～5:30 当日受付、参加者集合

5:30～ S コースより順次スタート

13:30 C コース フィニッシュ（両津）

18:00 全コース フィニッシュ（佐和田）

随時、大会内容に応じて演出

(4) 参加者数 約 3,500 人

（選手：約 2,600 人、実行委員：約 30 人、スタッフその他：約 900 人）

6. 佐渡ロングライド 210 の目的

佐渡ロングライド 210 をより安全に開催し、自然とふれあうサイクリングを通じて、佐渡の自然・景色のすばらしさを伝えることにより、環境保全に対する意識を高め、「環境の島・エコアイランド」をアピールすると同時に佐渡観光の活性化に寄与することを目的とする。

7. 業務内容

司会進行等に必要な台本作成、舞台演出等の業務一式

	区分	場所	内容	備考
1	前日受付	河原田小学校グラウンド	受付案内	5/14(土) 12:00～18:00
2	EXPO、抽選会	佐和田海岸特設スペース	司会進行	5/14(土) 12:00～18:00
3	当日受付、参加者集合	佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター	受付案内、参加者誘導	5/15(日) 5:00～5:30
4	スタート誘導	佐和田海岸 スタート・フィニッシュゲート	参加者誘導、送り出し 注意喚起アナウンス	5/15(日) 5:30～7:00
5	S、A、B フィニッシュ（佐和田）	佐和田海岸 スタート・フィニッシュゲート	お帰りのさいコール 各種インフォメーション	5/15(日) 11:00～18:00

8. 企画・実施にあたっての遵守事項

- (1) 佐渡ロングライド 210 の開催目的等を十分に踏まえたうえで、大会の趣旨や目的を広く周知し、参加者が楽しみ、心に残るような式典演出・校正について提案すること。
- (2) 式典を円滑に進めるため、十分な体制で臨むこと。
- (3) 受託者は大会当日までに当該担当者と業務に関して直接打合せを行うこと。

9. 再委託について

原則として、本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を委託者に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ協議のうえ、変更することができる。

11. 損害賠償責任

受託者は、管理業務の実施に関し故意または過失により委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議のうえ決定する。

12. 委託料の支払い

受託者は、業務完了後速やかに委託者に業務完了書を提出し、委託者の完了検査を受け、検査に合格した時は、請求書を提出するものとする。

13. 契約の解除

委託者は、受託者がその責めに帰すべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に本業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。

14. 秘密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

15. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、この業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理目的以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

16. 成果品

受託者は、次の成果物を提出する。

なお、詳細については、委託者と受託者が協議し、決定するものとする。

- (1) 業務完了報告書 2 部
- (2) その他委託者が指示するもの

17. 成果品の帰属

本業務における成果品の権利等の帰属は全て委託者のものとし、受託者は委託者の承諾を得ないで、他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

18. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえで決定する。